

もしもの備えに

# 大豆共済



大豆は栄養価が高く、豆腐・味噌・納豆など、日本の食卓に欠かせない食材の原料として各地で栽培されていますが、栽培には気象・土壌条件の影響を受けやすく、収穫量が不安定となっています。  
農業経営の安定の為、畑作物共済に加入しましょう。

【加入申込期限】

標準播：5月15日

晩播：6月25日



令和2年版

((新制度))

長野県農業共済組合

電話 026-217-5809 FAX 026-217-5816

## 加入要件

大豆を栽培している面積が5 a以上であれば加入できます。栽培されている耕地は全筆加入してください。

(ただし、枝豆等未成熟で収穫されるものは加入できません。)

※集落営農等の構成員になられている方は、個人では  
共済に加入できませんので、組織として共済への加入をお願いします。



- ☆ 全相殺方式に加入する場合は上記の他、収穫した大豆のほぼ全量をJA等に出荷しており、最近過去5カ年中最低3カ年の収穫数量を把握できることが条件です。
- ☆ なお、1年以上出荷されている場合は組合に問い合わせください。

## 引受方式

(補償期間は発芽期から収穫期まで)

### ◎一筆方式(7割補償)

1圃場ごとの収穫量が基準収穫量の3割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です。一筆ごと検見評価で実施します。令和3年産をもって一筆方式は廃止となります。

### ◎半相殺方式(8割、7割、6割補償)

全圃場の合計収穫量が基準収穫量の2割、3割、4割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です。被害発生圃場は検見評価で実施します。

### ◎全相殺方式(9割、8割、7割補償)

全圃場の合計収穫量が基準収穫量の1割、2割、3割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です。収穫量は出荷数量や青色申告による実績値を適用します。

### ◎地域別方式(9割、8割、7割補償)

その年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です。(統計データは市町村ごと、田畑ごとになります)

## 1kg 当り共済金額

(1類：黒大豆以外の大豆、3類：丹波黒以外の黒大豆)

畑作物の直接支払交付金の申請者が否かで、選択できる補償単価が変わります

類区分等	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1類(交付申請者)	313円	282円	250円	219円	188円	150円	135円	120円	105円	90円
1類(申請者以外)	150円	135円	120円	105円	90円					
1類(種子用)	435円	392円	348円	305円	261円					
3類	468円	421円	374円	328円	281円					

※低い補償単価では全体の補償額も低くなりますので、通常は最高額でのご加入をお勧めします  
※種子用については、県原種センターの指定を受けている圃場の種子に限ります

共済掛金（10a 当り） —黒大豆以外の大豆の場合—



共済掛金の55%を国が負担するため、農家負担は45%となります

交付申請者は1kg当り共済金額 313円、交付申請者以外は1kg当り共済金額 150円選択した場合

平年の 10a 当り 収穫量	一筆方式(7割補償)				半相殺方式(8割補償)			
	交付申請者		交付申請者以外		交付申請者		交付申請者以外	
	補償額	農家負担 掛金等	補償額	農家負担 掛金等	補償額	農家負担 掛金等	補償額	農家負担 掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
100	21,910	297	10,500	156	25,040	339	12,000	175
120	26,292	352	12,600	182	30,048	401	14,400	205
140	30,674	406	14,700	208	35,056	464	16,800	236
160	35,056	461	16,800	234	40,064	526	19,200	265
200	43,820	570	21,000	286	50,080	652	24,000	326

平年の 10a 当り 収穫量	全相殺方式(9割補償)			
	交付申請者		交付申請者以外	
	補償額	農家負担 掛金等	補償額	農家負担 掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)
100	28,170	484	13,500	245
120	33,804	576	16,200	289
140	39,438	668	18,900	333
160	45,072	759	21,600	377
200	56,340	943	27,000	465

市町村統 計単収に 基づく 10a 当り 収穫量	地域インデックス方式 (9割補償：長野市の水田の場合)			
	交付申請者		交付申請者以外	
	補償額	農家負担 掛金等	補償額	農家負担 掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)
100	28,170	333	13,500	170
120	33,804	396	16,200	200
140	39,438	459	18,900	230
160	45,072	521	21,600	260
200	56,340	646	27,000	320

※農家負担掛金等には10a当り25円(インデックス方式は20円)の賦課金も含まれています  
 ※掛金率は平均的な率で計算しております。平成30年産より危険段階個人料率が適用されています

共済対象となる災害



風水害・湿潤害



病虫害



鳥獣害



干害等

- ※その他気象上の原因による災害、地震、火災も対象となります
- ※共済対象とならないもの
  - ・連作障害、除草管理粗放など栽培管理上の問題による被害
  - ・農薬の誤使用や盗難など、自然災害以外の原因による被害

★被害が発生したら★

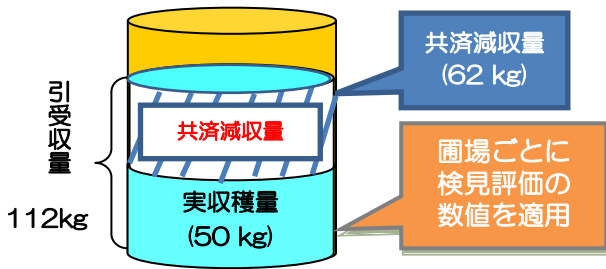
被害については自己申告制ですので、災害が発生した場合は速やかに申し出てください。損害評価員により、被害状況及び肥培管理の状況を確認します。事前に被害申告をされないと、収穫前の被害調査が実施できないため、共済金をお支払することができません。

## 共済金の支払い

引受面積 10a、基準単収 160kg、1kg当り共済金額 313円を選択

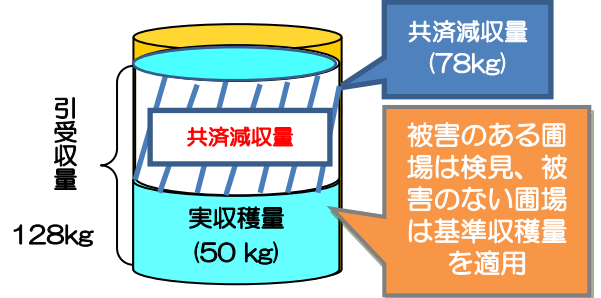
災害が発生し、実際の収穫量が 50kg だった場合

### 一筆方式（7割補償）の場合



$$\begin{aligned} \text{引受収量} & - \text{実収穫量} = \text{共済減収量} \\ 112\text{kg} & - 50\text{kg} = 62\text{kg} \\ \text{共済減収量} & \times 1\text{kg当り共済金額} = \text{共済金} \\ 62\text{kg} & \times 313\text{円} = 19,406\text{円} \end{aligned}$$

### 半相殺方式（8割補償）の場合



$$\begin{aligned} \text{引受収量} & - \text{実収穫量} = \text{共済減収量} \\ 128\text{kg} & - 50\text{kg} = 78\text{kg} \\ \text{共済減収量} & \times 1\text{kg当り共済金額} = \text{共済金} \\ 78\text{kg} & \times 313\text{円} = 24,414\text{円} \end{aligned}$$

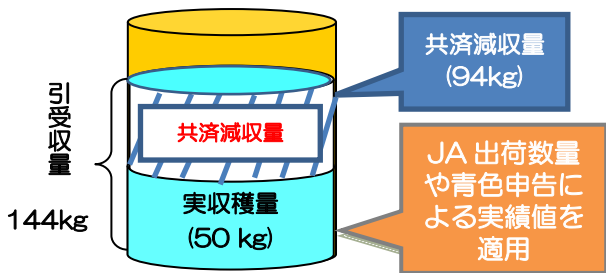
※経営所得安定対策営農継続支払 20,000円/10a との重複分が上記から控除されます

## 共済金の支払い

引受面積 10a、基準単収 160kg、1kg当り共済金額 313円を選択

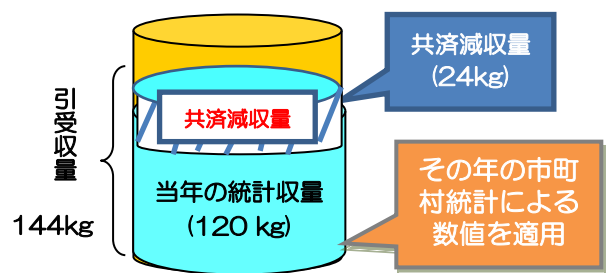
災害が発生し、実際の収穫量が 50kg、統計収量が 120kg（地域インデックス方式）だった場合

### 全相殺方式（9割補償）の場合



$$\begin{aligned} \text{引受収量} & - \text{実収穫量} = \text{共済減収量} \\ 144\text{kg} & - 50\text{kg} = 94\text{kg} \\ \text{共済減収量} & \times 1\text{kg当り共済金額} = \text{共済金} \\ 94\text{kg} & \times 313\text{円} = 29,422\text{円} \end{aligned}$$

### 地域インデックス方式（9割補償）の場合



$$\begin{aligned} \text{引受収量} & - \text{当年の統計収量} = \text{共済減収量} \\ 144\text{kg} & - 120\text{kg} = 24\text{kg} \\ \text{共済減収量} & \times 1\text{kg当り共済金額} = \text{共済金} \\ 24\text{kg} & \times 313\text{円} = 7,512\text{円} \end{aligned}$$

※経営所得安定対策営農継続支払 10a、20,000円との重複分が上記から控除されます

## ★損害防止事業★

大豆共済加入者で有害鳥獣の被害を軽減するため、電気柵等を設置した場合は、自己負担経費の3割（最高30万円）を補助する制度があります。（新規事業に限る）